

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年8月5日

岡山市長 高谷茂男

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ西大寺

所在地 岡山市東区西大寺上三丁目862番1ほか

#### (2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目7番7号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

#### (3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 生活協同組合おかやまコープ 理事長 三橋 幸夫

(変更後) 生活協同組合おかやまコープ 理事長 平田 昌三

#### (4) 変更年月日

平成25年6月11日

2 届出年月日

平成25年7月5日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成25年8月5日から平成25年12月5日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年8月5日

岡山市長 高谷茂男

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ大福

所在地 岡山市南区大福314番1ほか

#### (2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目7番7号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

#### (3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 生活協同組合おかやまコープ 理事長 三橋 幸夫

(変更後) 生活協同組合おかやまコープ 理事長 平田 昌三

#### (4) 変更年月日

平成25年6月11日

2 届出年月日

平成25年7月5日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成25年8月5日から平成25年12月5日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年8月5日

岡山市長 高谷茂男

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ大野辻

所在地 岡山市北区今三丁目26番112ほか

#### (2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目7番7号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

#### (3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 生活協同組合おかやまコープ 理事長 三橋 幸夫

(変更後) 生活協同組合おかやまコープ 理事長 平田 昌三

#### (4) 変更年月日

平成25年6月11日

2 届出年月日

平成25年7月5日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成25年8月5日から平成25年12月5日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年8月5日

岡山市長 高谷茂男

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ築港

所在地 岡山市南区築港元町14番1号ほか

#### (2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三井製糖株式会社

住所 東京都中央区日本橋本町二丁目8番2号

代表者の氏名 代表取締役 飯田 雅明

#### (3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 生活協同組合おかやまコープ 理事長 三橋 幸夫

(変更後) 生活協同組合おかやまコープ 理事長 平田 昌三

#### (4) 変更年月日

平成25年6月11日

2 届出年月日

平成25年7月5日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成25年8月5日から平成25年12月5日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課



## 大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年8月5日

岡山市長 高谷茂男

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ東川原

所在地 岡山市北区東川原字広下188番1ほか

#### (2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

##### ① 名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目7番7号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

##### ② 名称 有限会社マキノ企画

住所 岡山市中区東川原184番地の3

代表者の氏名 代表取締役 牧野佳代子

#### (3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア（変更前）生活協同組合おかやまコープ 理事長 三橋 幸夫

(変更後) 生活協同組合おかやまコープ 理事長 平田 昌三

イ (変更前) 有限会社マキノ企画 代表取締役 牧野佳代子

(変更後) 有限会社マキノ企画 代表取締役 牧野佳代子

(4) 変更年月日

平成25年6月11日

2 届出年月日

平成25年7月5日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成25年8月5日から平成25年12月5日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課